

事 務 連 絡

平成 2 1 年 4 月 2 日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険課

老人保健課

介護給付費単位数等サービスコード表（確定版の一部修正）の送付について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護報酬改定（平成 2 1 年 4 月 1 日施行）等のシステム変更に係る資料（確定版）については、平成 2 1 年 3 月 2 4 日に送付したところですが、介護給付費単位数等サービスコード表（確定版）に洩れが判明いたしました。

別添のとおり、サービスコード表を追加いたしましたので、貴管内市町村等への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本資料は、WAM-NETに掲載する予定です。

<照会先>

（インタフェース関係）

介護保険課 システム管理指導官 秋田谷

電話 03-5253-1111（内線 2166）

（インタフェース関係以外）

老人保健課 調査係 坂 部

電話 03-5253-1111（内線 3960）

<追加内容>

○介護サービス

- ・ I 居宅サービスコードの「3 訪問看護サービスコード表」のイの(3)、(4)、ロの(3)、(4)及び指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合の30分以上1時間未満に『2人以上による場合(30分未満)+254単位』のサービスコードを追加

○介護予防訪サービス

- ・ I 介護予防サービスコードの「3 介護予防訪問看護サービスコード表」のイの(3)、(4)、ロの(3)、(4)及び指定介護予防訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合の30分以上1時間未満に『2人以上による場合(30分未満)+254単位』のサービスコードを追加